

広報やまのべ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(山辺町告示第38号以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、町が作成する広報やまのべへの広告掲載の種類、規格、掲載枠、掲載料等について、必要な事項を定めるものとする。

(規格及び掲載枠等)

第2条 広告の大きさは、1枠につき縦50ミリメートル横88ミリメートル以内とする。

2 広告掲載の位置は、町が指定した位置とする。

(掲載単位)

第3条 掲載単位は、1回とし、連続する掲載回数は同一年度内における最大12回、24枠とする。ただし、当町ホームページに掲載している広報紙についてはこの限りでない。

(掲載枠数)

第4条 同一の広告主の掲載枠数は、1回につき最大4枠とする。ただし、町は申込み枠数の状況により調整することができる。

(広告掲載の範囲)

第5条 要綱第3条第13号に定める町長が不相当と認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) クーポン券、割引券等、切り取って使用するもの
- (2) 3件以上の氏名、業者名等が記載されたもの
- (3) その他広告掲載審査委員会において不相当と認めるもの

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠あたり広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合8,000円、それ以外の場合10,000円とする。

2 第1項の規定にかかわらず、同一の広告主が連続して3枠以上の広告の掲載を希望し、かつ、広告掲載料を一括前納する場合における1枠あたりの広告掲載料は、別表1のとおりとする。(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(掲載料減免の枠数)

第7条 同一と認められる広告主の掲載料の減免は、同一年度内最大2枠とする。

(広告の優先順位)

第8条 掲載については、要綱第8条第2項の規定に関わらず、減免を受けた者の広告以外の広告を優先するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料を、掲載決定後町長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者及び連続掲載期間内に広告内容を変更しようとする者は、有料広告掲載等申込書に掲載しようとする版下(完全な原稿をいう。以下同じ。)を添えて、掲載を希望する広報紙発行日の4週間前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第11条 要綱第8条第2項の規定によっても、なお、掲載を相当と認める申込みが広告掲載空枠数を超えるときは、同順位の申込みのうち掲載希望月数の多いものを優先し、それでも

枠数を超える場合は抽選とする。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年 3月 1日から施行する。

別表1

	広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合	左以外の場合
3枠以上7枠以下	7,500円	9,500円
8枠以上11枠以下	7,000円	9,000円
12枠以上	6,500円	8,500円